

令和6年度日高市障がい者優先調達推進方針

令和6年4月1日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達促進を図るため、日高市障がい者優先調達推進方針を策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、日高市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達先となる障がい者就労施設等

調達先の障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

- ①障がい者の雇用者数が5人以上
- ②障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 基本的な考え方

- (1) 障がい者優先調達の推進については、全庁を挙げて取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努める。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り県内の障がい者就労施設等からの調達に努める。
- (4) 共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱う。

6 調達目標

本方針に基づく令和6年度調達目標を次のとおり設定する。

目標額 35万円

7 実績の公表

本方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

8 その他

物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。